

2020年4月16日

周辺国との国境閉鎖，航空機・船舶運行制限措置

(5/15までの期間延長)

ギリシャ政府は、周辺各国との国境閉鎖，航空機・船舶の運行制限措置の期間を5月15日まで延長すると発表しました。詳細については、以下のとおりです。

■ 国境閉鎖

1 トルコ

空路・海路・陸路・鉄道交通の封鎖及び入国禁止(例外:ギリシャ人、滞在許可保有者、ギリシャに住所を有する者、貨物車両・船)

2 アルバニア

空路・海路・陸路・鉄道交通の封鎖及び入国禁止措置(例外:ギリシャ人、ギリシャ系住民、滞在許可保有者、ギリシャに住居を有する者、貨物車両・船)

3 北マケドニア

空路・陸路・鉄道交通の封鎖及び入国禁止措置(例外:ギリシャ人、滞在許可保有者、ギリシャに住居を有する者、貨物車両)

■ 航空機・船舶等の運行制限

貨物、医療関係、人道支援、乗員のみでの運行、政府特別機、軍用機、給油などを例外とする下記の国々との航空機・船舶の運行を制限。

1 ドイツ(航空機の運行制限)

※ ドイツ各空港とアテネ(エレフセリオス・ヴェニゼロス)空港間のフライトについては運行

2 英国(航空機の運行制限)

3 オランダ(航空機の運行制限)

4 イタリア(航空機・船舶の運行制限)

5 スペイン(航空機の運行制限)

6 その他

クルーズ船等の停泊と乗員の上陸禁止

ギリシャや周辺国への渡航を予定されている方におかれてましては、引き続き最新の運行状況等の収集に心がけてください。

在ギリシャ日本国大使館

電 話:210-670-9910,9911

F A X:210-670-9981

H P:<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール: consular@at.mofa.go.jp

